

薬局・医薬品販売業提出書類一覧表(許可申請等に必要な書類)

書類	申請種別	薬局 開設許可申請	店舗販売業 許可申請	卸売販売業 許可申請	薬局等開設許可証 書換え交付申請	薬局等開設許可 証再交付申請	薬局 開設許可更新申請	店舗販売業 許可更新申請	卸売販売業 許可更新申請	備考
申請手数料		¥29,000	¥29,000	¥29,000	¥2,210	¥2,210	¥11,400	¥11,600	¥11,600	※1
許可申請書・許可更新申請書・許可証書換え交付申請書・許可証再交付申請書		○	○	○	○	○	○	○	○	
添付書類1:薬局等の構造設備の概要及び平面図		○	○	○	—	—	—	—	—	
添付書類2:管理者とその他薬剤師・登録販売者一覧		○	○	—	—	—	—	—	—	
添付書類3-1:薬局の業務を行う体制の概要		○	—	—	—	—	—	—	—	
添付書類3-2:店舗販売業の業務を行う体制の概要		—	○	—	—	—	—	—	—	
添付書類4:通常の営業日及び営業時間(薬局・店舗用)		○	○	—	—	—	—	—	—	
添付書類5:取り扱う医薬品の区分及び特定販売の方法(薬局・店舗用)		○	○	—	—	—	—	—	—	※2
登記事項証明書(法人であるとき)		○	○	○	—	—	—	—	—	※3
添付書類6:(申請者の)診断書(法人であるときは、その業務に責任を有する役員の診断書)		☆	☆	☆	—	—	—	—	—	※4
添付書類7:(管理者の)雇用証明書		○	○	○	—	—	—	—	—	※5
添付書類7:(その他薬剤師・登録販売者の)雇用証明書		○	○	—	—	—	—	—	—	※5
添付書類8:(店舗管理者の)業務従事証明書(登録販売者用)		—	○	—	—	—	—	—	—	※6
添付書類9:(店舗管理者の)実務従事証明書(一般従事者用)		—	○	—	—	—	—	—	—	※6
現在発行されている許可証		—	—	—	○	—	○	○	○	
その他 (資格要件の確認のために求めているものなど)		◎勤務する全ての 薬剤師の薬剤師免 許証の原本提示 ◎勤務する全ての 登録販売者の販売 従事登録証の原本 提示 ◎健康サポート薬 局である旨を表示 する場合には、上 記に追加して添付 する書類があるこ と。 ◎放射性医薬品を 扱う場合は、上記に 追加して添付する 書類があること。	◎勤務する全ての 薬剤師の薬剤師免 許証の原本提示 ◎勤務する全ての 登録販売者の販売 従事登録証の原本 提示 ◎管理者が登録販 売者である場合 は、過去5年間のう ち3又は2年間の業 務又は実務経験を 証明する書類を添 付すること。	◎営業所管理者が 薬剤師の場合は薬 剤師免許証の原本 提示。みなし合格登 録販売者の場合は 登録販売者の販売 従事登録証の原本 提示、規則第154 条各号の規定に該 当する者の場合は その旨を証する書 面の原本提示又は 提出。		◎紛失による再交 付申請でなく、許可 証の汚損による再 交付申請の場合に は、汚損した許可 証を添付すること。				
		※7	※7	※7						

○ 提出書類(添付書類に関しては、過去に同一の書類を旭川市保健所に提出している場合、省略することができる場合がありますので、詳細等は担当窓口にお問合せください。)

☆ 必要に応じて提出する書類:提出が必要な場合は(※4)のとおり。

※1 申請手数料は現金による納付です。

※2 特定販売を行う場合で、かつ、インターネットを使用する場合には、追加して添付する書類があること。

※3 発行してからおおむね3か月以内のものであること。

※4 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者の場合に添付すること。

なお、添付する場合の診断書は発行してからおおむね1か月以内のものであること。

※5 法人の役員については不要。

※6 管理者が薬剤師の場合については不要。

※7 薬局等において、管理医療機器販売業・貸与業を併せ行う際には、申請書の備考欄にその旨を記載し、平面図に医療機器貯蔵陳列場所を朱線等で明示し、寸法を記載すること。

また、薬局等の管理者(薬剤師又はみなし合格登録販売者に限る。)以外の者が管理医療機器販売業・貸与業の管理者となる場合は、その資格を証する書面を添付すること。